

平塚市

平塚市いじめ防止基本方針

(法第12条関係)

平塚市

【策定の目的】 児童生徒をめぐる様々な状況を踏まえ、いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、この基本方針を策定する。

第1章 基本的な考え方

- 1 いじめの定義
2 いじめに対する基本認識
3 いじめ対策の基本理念
4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

第2章 いじめ防止等のために平塚市が実施する施策

- 1 財政上の措置等 (法第10条関係)
2 相談・通報体制の整備 (法第16条第2項関係)
3 いじめの防止等のための調査研究の推進及び広報・啓発活動 (法第20条、第21条関係)
4 いじめの未然防止のための措置 (法第15条、第16条、第19条第1項関係)
5 いじめの早期発見のための措置(法第16条関係)
6 いじめの早期対応・早期解決のための措置(法第23条関係)
7 家庭、地域及び関係機関との連携(法17条関係)
8 学校運営改善の支援
9 「(仮称)平塚市いじめ防止対策連絡協議会」の設置 (法第14条第1項関係)
10 「(仮称)平塚市いじめ対策調査委員会」の設置 (法第14条第3項、第28条第1項関係)
11 「(仮称)平塚市いじめ問題再調査会」の設置 (法第30条第2項関係)
12 市基本方針の内容の点検と見直し

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
2 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて

第4章 重大事態への対処

- 1 いじめの重大事態
2 学校及び市教育委員会の対処
3 調査報告を受けた市長による措置

第5章 いじめ防止等を推進する体制

- 1 学校におけるいじめ防止等のための組織(法第22条関係)
2 (仮称)平塚市いじめ防止対策連絡協議会(法第14条第1項関係)
3 (仮称)平塚市いじめ対策調査委員会 (法第14条第3項、第28条第1項関係)
4 (仮称)平塚市いじめ問題再調査会(法第30条第2項関係)

平塚市立小・中学校

学校いじめ防止基本方針

(法第13条関係)

■学校いじめ防止基本方針の策定

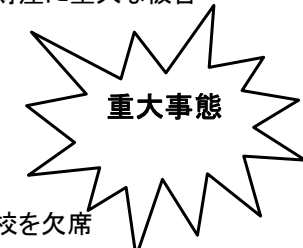
各学校は学校基本方針を策定するに当たり、保護者・地域の方の考えを反映させ、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒がいじめ防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。また、策定した基本方針については保護者や地域の方に公開し共通認識を図ることで、連携していじめ防止等の取組を行います。

■学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて

- * いじめの未然防止のための措置
* いじめの早期発見のための措置
* いじめの早期対応・早期解決のための措置
* 家庭、地域及び関係機関との連携 等

■いじめの重大事態

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
・自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合
②いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席



※児童生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、調査等に当たります。

■いじめの防止等のための組織

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、校内にいじめの防止等の対策のための組織を常設する。

構成員
複数の教職員、スクールカウンセラー等心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者で構成することを基本とする。

